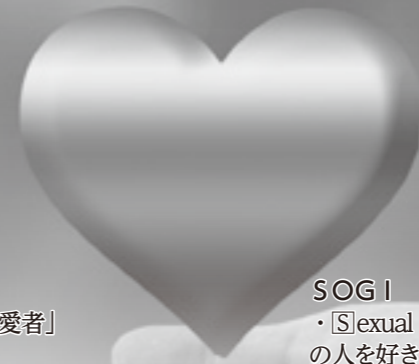


# 人権を考える



## LGBT

・Lesbian (レズビアン) = 「女性同性愛者」  
 ・Gay (ゲイ) = 「男性同性愛者」  
 ・Bisexual (バイセクシャル) = 「両性愛者」  
 ・Transgender (トランスジェンダー) = 「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人

## SOGI

・Sexual Orientation (性的指向) = どのような性別の人を好きになるかということ  
 ・Gender Identity (性自認) = 自分の性をどのように認識しているのかということ

## ～性的少数者と人権～

「男らしさ、女らしさより自分らしさが社会を変える」LGBT・男性・女性とは」これは昨年12月の人権講演会のテーマです。最近「LGBT」という言葉を耳にしませんか。今回は、この多様な性について考えてみたいと思います。

さて、LGBTが何を表しているか知っていますか。上記左のように、4つの言葉の頭文字をとって組み合わせたもので、性的少数者(セクシャルマイノリティ)の総称の一つです。ある調査(令和2年)では、LGBTの認知度は8割です。また、性的少数者には、上記右の「SOGI(ソジ)」という表現もあります。

それでは、LGBTの人はどのくらいの割合でいるのでしょうか。先の調査では8・9%となっています。つまり、約11人に1人はいるということになります。では、「性的少数者だと自認する方に出会ったことがあ

りますか」の問いに、「ある」と答える人は少ないのではないのでしょうか。なぜなら、性的少数者は見えづらい、分かりづらいと言われているからです。それはどうしてなのでしょうか。

## どんな問題があるのでしょうか

現在、「性的指向」や「性自認」を理由として差別や偏見で苦しんでいる人がいます。具体的な問題として、「差別的な言動をされる」「嫌がらせやいじめを受ける」「就職などで不利な扱いを受ける」「じろじろ見られたり、避けられたりする」などがあります。自分の状況(性的指向や性自認)をカミングアウト(打ち明けること)したら変な目で見られたり、差別されたりするのではないかと心配で、生きづらさを感じている人もいます。

私たちの身の回りに少なく感じるのは、このことなどが原因ではないかと考えられます。

## どうしたらいいのでしょうか

県では、同性カップルを公的に認める「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」を令和2年に開始しました。これは、婚姻制度とは異なり法的拘束力はありません。県内には、パートナーシップを尊重しようと独自に導入している自治体もあります。

現在では、性的少数者などのことを理解しようという取り組みが多くなってきています。例えば、「6色の虹」は性的少数者に肯定的な気持ちを表したり、味方だと思いを示したりするとき用いられています。アライマーク「A-L-I-N-E」は、LGBTなどの性的少数者に理解・支援する人を指す言葉です。

このように、すべての人たちがお互いの人権を尊重し、誰もが生きやすい共生社会の実現に向け、多様な性など、違いを受け入れていくことが大切です。



# ひきこもりと発達障害

福祉課(☎23384)

## ひきこもりとは

「ひきこもり」とは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6カ月以上続けて自宅から出ないでいる状態のことを言います。

## ひきこもり状態の人の特性

ひきこもり状態になるきっかけとしては、成績の低下、就労の失敗、失恋、いじめなどの挫折体験が多いとされていますが、中には発達障害が原因となっている場合があります。周囲とのコミュニケーションがうまくいかず、「不登校」や「職場になじめなかった」ことがきっかけとなることも多いようです。

大人でひきこもっている人の場合、発達障害が見逃され

てきた結果、精神疾患の合併、家庭内暴力、親の高齢化、生活困窮などといった問題の深刻化や、ひきこもりが長期化するケースもあります。

## 長期化を防ぐには

ひきこもりの状態に当てはまる場合は、なるべく早く関係機関に相談しましょう。中学校や高校までに家族が当事者の特性に気づき、当事者に合った職業選択をすることも有効です。最近では、配慮された職場で特性に合った就労が可能な「障害者雇用」で働く人や、福祉サービスを受けながら働く「福祉的就労」で、社会に貢献している人も増えています。

家族や当事者が特性を理解し、関係機関へ相談することで、その人に合った社会での

「居場所づくり」が可能になります。

## 一人で抱えず相談を

ひきこもりは誰にでも起こり得ることです。家族がひきこもりになった場合、「うちの子は大丈夫」「私が元気なうちは面倒をみよう」など家族が抱え込んでしまう場合があります。親が高齢になると解決に時間がかかります。相談は、当事者・家族・きょうだいなどなたからでも可能です。早めに関係機関へ相談しましょう。

**相談窓口** 福祉課(☎23384) [hukushih2@city.fujioka.gunma.jp](mailto:hukushih2@city.fujioka.gunma.jp)・藤岡保健福祉事務所(☎1420)・県ひきこもり支援センター(県こころの健康センター内☎027・287・1121)

診療時間は午前9時～午後6時 歯科医院は午前9時～正午  
 ※当番医は変更になる場合があります。連絡の上、受診してください

## 9月の休日当番医

日	医療機関	産婦人科	歯科
4日(日)	篠塚病院 篠塚・☎29261 やまうち内科 2丁目・☎245792	薬師寺整形外科クリニック 下栗須・☎201555	魚津歯科医院 上大塚・☎240676
11日(日)	光病院 本郷・☎241234	小山医院 中・☎201200	光病院 本郷・☎241234
18日(日)	鬼石病院 鬼石・☎23121	飯塚クリニック 下戸塚・☎407700	アイリス診療所 森・☎22542
19日(祝)	くすの木病院 旭町・☎243111	よしだ内科クリニック 白石・☎508958	遠藤歯科医院 2丁目・☎240013
23日(祝)	おおすかこどもクリニック 芦田町・☎258676	戸塚クリニック 上栗須・☎201800	さわだ医院 岡之郷・☎431888
25日(日)	篠塚病院 篠塚・☎29261	山崎外科医院 芦田町・☎21331	田原内科クリニック 相生町・☎232552

☎救急テレホンサービス(☎26699) 緊急に対応できる医療機関を24時間案内します